

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 廣一興業 株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 祐定 利徳
(3) 住所 宇部市大字際波 3 5 5 番地の 1 1 1

2 指名停止措置期間 令和 5 年 4 月 2 6 日 ～ 令和 5 年 5 月 2 5 日 (1 か月)

3 事案の概要

廣一興業（株）は、令和 4 年 9 月 2 2 日から令和 4 年 1 0 月 3 日までの間、排出者が交付し、株式会社吉村が回付したがれき類計 3 4 8 . 1 トンに係る産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）計 1 7 枚について、処分を受託したがれき類を山口県宇部市大字際波に所在する廣一興業株式会社際波 最終処分場に残置しているにもかかわらず、処分を終了した年月日を管理票に記載し、その写しの送付を行った。

このことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 4 第 3 項に違反する。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 1 8（不正又は不誠実な行為）に該当する。

＜指名停止等措置要領別表第 2 1 8＞

措 置 条 件	期 間
18 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該を認定した日から 1 か月以上 9 か月以内